

工 事 仕 様 書			
年 度	令和 6 年度		
			検 算
番 号	配給施 第 号		設 計
道 路 名	市 道 池 中 線		
施 工 地 名	鳥 羽 市 相 差 町 地 内		
工 事 名	市 道 池 中 線 消 火 栓 設 置 工 事		
工 費	工 事 価 格		円
	金	円也 消費税等相当額	円
工 期	80 日 間		
工 事 の 大 要			
施工延長		L=1.5m	
消火栓設置工 φ 75		N=1.0基	
不断水分岐用割T字管設置工 φ 200*75		N=1.0基	
舗装工		A=7.0㎡	
起 工 理 由			

工事数量総括表

	工事名	市道池中線消火栓設置工事			当初	事業区分	水道工事
						工事区分	上水道工事(1)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
上水道工事(1)		式		1			
消火栓設置工		式		1			
消火栓設置工		式		1			
構造物撤去工		式		1			
土工		式		1			
舗装工		式		1			
仮設工		式		1			
交通管理工		式		1			

工事数量総括表

	工事名	市道池中線消火栓設置工事			当初	事業区分	水道工事
						工事区分	上水道工事(1)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
消火栓材料	管材費対象分	式		1			
消火栓材料	非管材費対象分	式		1			
消火栓設置工		式		1			
直接工事費		式		1			
共通仮設		式		1			
共通仮設費(率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			

工事数量総括表

		工事名 市道池中線消火栓設置工事			当初		事業区分 水道工事	
							工事区分 共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
工事原価			式		1			
一般管理費等			式		1			
工事価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

構造物撤去工数量計算書

名 称	計 算 式	単 位	数 量
As舗装版切断工 As舗装版 15cm以下	$1.50 * 2.0 + 4.50 * 2.00 = 12.00$	m	12.0
As舗装版取壊し工 15cm以下	$4.50 * 1.50 = 6.75$	m ²	6.8
As塊処理工	$4.50 * 1.50 * 0.08 = 0.54$	m ³	0.5

土工数量計算書

名 称	計 算 式	単 位	数 量
管路掘削工	1.18 * 1.50 = 1.77	m ³	1.8
管路埋戻工 Rc-40	0.76 * 1.50 = 1.14	m ³	1.1
管路埋戻工 砂	0.30 * 1.50 = 0.45	m ³	0.5
残土処理工	1.77 = 1.77	m ³	1.8
軽量鋼矢板 たて込み工 両側 2.0m以下	1.50 = 1.50	m	1.5
軽量鋼矢板 引抜工 両側 2.0m以下	1.50 = 1.50	m	1.5
軽量金属 支保設置工 1段 2.0m以下	1.50 = 1.50	m	1.5
軽量金属 支保撤去工 1段 2.0m以下	1.50 = 1.50	m	1.5

舗装工数量計算書

名 称	計 算 式	单 位	数 量
表層工 <small>再生密粒度As top13 (t=5cm)</small>	$4.50 * 1.50 = 6.75$	m ²	6.8
上層路盤工 <small>M-30 (t=10cm) 1.80m未満</small>	$1.20 * 1.50 = 1.80$	m ²	1.8
不陸整正工 <small>M-30 (t=3cm)</small>	$(4.50 - 1.20) * 1.50 = 4.95$	m ²	5.0

消火栓数量计算表

数量計算表

種別		消火栓設置工	1.0式	
名称	形状・寸法	計算式	単位	配管図
消火栓設置工				
不断水連絡工	φ 200*75	1.00	箇所	1.0
消火栓設置工	地下式, 単口	1.00	基	1.0
フランジ継手工	φ 75	4.00-1.00	口	3.0
消火栓室設置工	35×55	1.00	箇所	1.0

特 記 仕 様 書

1. 総則

- 本工事は、三重県公共工事共通仕様書、日本水道協会水道工事標準仕様書及び工事請負契約書に基づき施工するものであるが、加えて下記の事項を厳守すること。

2. 一般事項

- 工事着手に当り地域住民に連絡し、工事施工に支障のないようにすること。
- 工事着手に先立ち、警察・消防に交通障害、工事届けを提出し、その写しを発注者へ提出すること。
- 隣接する構造物に影響を与えないよう充分注意し予防策を講じること。
- 安全管理・現場管理に留意し、事故の未然防止に努めること。
- 交通の支障にならないよう施工計画及び安全管理に努めること。

3. 施工管理（管工事・水道施設）

- 埋戻において、管を損傷しないように留意し、偏心偏圧のかからないよう層状に十分締固を行うこと。（一層仕上り厚：200mm以下）
- 配管の配列及び形状寸法に変更が生じる時は、監督員と協議の上、施工するものとする。
- 工事材料及び管材料については、JIS規格又はJWWA規格の製品を使用するものとし、監督員の品質を証明する資料を提出すること。
- 工事完成後の残管及び残材料の処理については、監督員の指示に従うこと。
- 出来形管理資料として、完工図（完工予測図含）を提出すること。
- 路面を汚さないよう細心の注意を払うこと。また、汚した場合は散水車にて洗浄処理を受注者の責任において処理すること。
- 管種に合わせた接合要領書に従い、チェックシートを作成し施工管理を行うこと。
- インジケータの隆起を確認できるよう写真管理を行うこと。
- 融着開始・完了、クランプ取外しにおいて時間等が確認できるよう写真管理を行うこと。
- 給水装置に係る工事については、給水装置工事主任技術者免状を有する者若しくは同等の資格を有する者が指導、監督を行うこと。
- 施工に伴い発生する段差及び隙間については、受注者の責任において適正に加工、処理を行うこと。
- 水道配水用ポリエチレン管の接合時には、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者を必ず配置すること。
- 耐震用ダクタイル鋳鉄管の接合時には、耐震継手技能者を配置すること。
- 量水器・給水引込等の切替の際は、対象住居の方と連絡を取り、切替後二次側にてエアー及び濁水が発生していないか確認を行うこと。また連絡等が取れない場合は監督員と協議すること。

4. 舗装版切断時に発生する排水汚泥の処理について

- 舗装版切断作業時に発生する排水汚泥について、産業廃棄物として処理すること。
- 排水汚泥が生じない工法を用いる場合において、監督員と協議承諾した場合でも産業廃棄物として処理すること。
- 排水汚泥の運搬は、受注者が自ら行うものとする。ただし、下請け契約して運搬する場合は、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と契約を締結すること。
- 排水汚泥を中間処理業者へ持ち込む前に土壤汚染対策法に基づく10項目の試験を行い、溶出量基準又は含有量基準以下であること確認し、中間処理業者へ持ち込むこと。なお、その試験結果を監督員に報告すること。
- 処分完了後は速やかに監督員へ処分量を報告すること。また、処分量に大きな変動があった場合は、監督員と協議すること。
- 10項目の試験結果が基準を超えた場合、または、中間処理業者が処理不可と判断した場合、監督員と協議すること。

土壤汚染対策法に基づく試験項目

物質名	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)
カドミウム	0.01	150
鉛	0.01	150
六価クロム	0.05	250
ひ素	0.01	150
水銀	0.0005	15
アルキル水銀	N. D. (不検出)	
セレン	0.01	150
ふっ素	0.8	4000
ほう素	1	4000
全シアン	N. D. (不検出)	(遊離CN) 50

5. 建設発生土の処理について

- 建設発生土を指定残土処理場へ持ち込む前に土壌汚染対策法に基づく25項目の試験を行い、溶出量基準又は含有量基準以下であること確認し、指定残土処理場へ持ち込むこと。なお、その試験結果を監督員に報告すること。
- 処分完了後は速やかに監督員へ処分量を報告すること。また、処分量に大きな変動があった場合は、監督員と協議すること。
- 25項目の試験結果が基準を超えた場合、監督員と協議すること。

土壌汚染対策法に基づく試験項目

物質名	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)
カドミウム	0.01	150
六価クロム	0.05	250
シマジン	0.003	-
シアン化合物	検出されない事	⁵⁰ (遊離シアン)
チオベンカルブ	0.02	-
四塩化炭素	0.002	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	-
1,1-ジクロロエチレン	0.02	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-
ジクロロメタン	0.02	-
水銀	0.0005	15
セレン	0.01	150
テトラクロロエチレン	0.01	-
チウラム	0.006	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-
トリクロロエチレン	0.03	-
鉛	0.01	150
砒素	0.01	150
ふっ素	0.8	4000
ベンゼン	0.01	-
ほう素	1	4000
ポリ塩化ビフェニル	検出されない事	-
有機リン	検出されない事	-

6. 付則

- *その他必要な事項は、その都度協議し決定するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ）	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 余裕期間設定工事	<input type="checkbox"/> 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 <input type="checkbox"/> 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日（工事着手期限日）までの期間内で工事着手日を決し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日（三重県の休日定める条例第1条に規定する休日）を着手日に設定すること、及び設定した着手日より工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・ 建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・ 本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任（監理）技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
用 地 関 係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添函等 <input type="checkbox"/> No. ～No. <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
公 害 対 策 関 係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目（ <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 施工時期（ ）
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市
 令和4年6月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 0人 B： 2人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 積上げによる算出 <input checked="" type="checkbox"/> 配置人員数（2人）＋ 交代要員（0人）（うち交通誘導警備員A（0人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間（8：30～17：00） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間（工事施工期間中） <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種（全工種）
	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ ） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input type="checkbox"/> 事故速報の提出	<input type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 転用あり (回) <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input checked="" type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input checked="" type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 2 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input checked="" type="checkbox"/> 構造及び設計条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 施工方法 (軽量鋼矢板(矢板長L=2.0m・支保工1段)施工延長L=1.5m) <input type="checkbox"/> その他 ()
建設発生土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 受入地の条件 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input checked="" type="checkbox"/> 運搬距離 (L = 12 km) ※加茂川ふれあいパーク横水道課用地/鳥羽市岩倉町236-1 <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input checked="" type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。(<input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L = km、 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 (<input type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 (<input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場 () <input type="checkbox"/> 最終処分場 () <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 () <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他 ()
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 移設時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 防護 ()
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
そ の 他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（別途協議） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L= km）
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（最新版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和 年 月 日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 <input type="checkbox"/> デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ）
適用条件		<input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ） <input type="checkbox"/> （土木）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （土木）「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （漁港漁場関係工事）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （漁港漁場関係工事）「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> その他（設計変更を行う際は、鳥羽市建設工事等設計変更要領（平成26年4月1日）を参考とする。）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市
令和4年6月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時V E方式 <input type="checkbox"/> 契約後V E方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にV E提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電 子 納 品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 3年 7月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定 ） （注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係下請企業次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 市内企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を史内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。
県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の利用推進	<input type="checkbox"/> 県産木材の利用を指定する工種あり	<input type="checkbox"/> 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 （工種： <input type="checkbox"/> 工事案内看板（標示板） <input type="checkbox"/> 仮設防護柵工 <input type="checkbox"/> 公園施設工（ ） <input type="checkbox"/> 植栽支柱工 <input type="checkbox"/> 木製ガードレール <input type="checkbox"/> 柵工 <input type="checkbox"/> 筋工 <input type="checkbox"/> 型枠工 <input type="checkbox"/> 視線誘導標 <input type="checkbox"/> 治山ダム工 <input type="checkbox"/> 土留工 <input type="checkbox"/> 伏工（丸太伏工） <input type="checkbox"/> 階段工 <input type="checkbox"/> 案内標識 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 <input type="checkbox"/> 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
<p>不当介入を受けた場合の措置</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について</p> <p>(1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>
<p>社会保険等未加入対策</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

鳥羽市
令和4年6月

位置図

鳥羽部磯阿兒見道

相差

相差町

長岡建設事務所

鳥羽市役所

長岡郵便局

長岡中学校

弘道小学校

鳥羽磯部漁協
女性等活動拠点施設

前浜

施工箇所

相差漁港

鵜塚

藻先

